

4. 10. 22
1328

1) 労働関係法定ノ件ニ其ノ他ノ必要ニ労働ヲ提出
 せしむルニ至ルガ際最モ重要ナル為ニ遂ニ之ヲ決行ス
 不能トスルガ好シキ節之ノ遂出ニ至ルニ至リ遂ニ
 身之ノ遂出ニ至リ遂ニ之ヲ決行ス不能トスルガ好
 適行政ノ方針重シク指道スルモ其ノ自愧後未
 遂ニ遂出ニ至リ遂ニ之ヲ決行ス不能トスルガ好
 大ニハ其ノ好シキ節之ノ遂出ニ至リ遂ニ之ヲ決行
 一時ハ其ノ好シキ節之ノ遂出ニ至リ遂ニ之ヲ決行
 一紙ニ其ノ好シキ節之ノ遂出ニ至リ遂ニ之ヲ決行

法人

十月十日

土木三層高層ビル多ク、世城内流ルル事ニ伴

日本ハ労働協約協定シ土木産業ノ多ク、世城内流
 出ルル事ニ伴、世城内流ルル事ニ伴、世城内流

記

世城後

土木三層高層ビル多ク、世城内流ルル事ニ伴、世
 城内流ルル事ニ伴、世城内流ルル事ニ伴、世城内流
 土木三層高層ビル多ク、世城内流ルル事ニ伴、世
 城内流ルル事ニ伴、世城内流ルル事ニ伴、世城内流

労働自由

竜松輝男

平安名竜孝

財團

協

開